

中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、中央区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成三十年三月中央区条例第一号。以下「条例」という。）第七条第三項、第八条第二項及び第十四条の規定に基づき、住宅宿泊事業に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(変更等の届出に係る周知事項)

第三条 条例第七条第三項の区規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第三条第四項の規定による変更 次に掲げる事項
 - イ 変更後の条例第七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項
 - ロ 条例第八条第一項第二号及び第五号に掲げる事項
 - ハ 当該変更をした日
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 二 法第三条第六項第五号の規定による廃止 次に掲げる事項
 - イ 条例第七条第一項第一号並びに第八条第一項第二号及び第五号に掲げる事項
 - ロ 当該廃止をした日
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(変更等の届出に係る公表事項)

第四条 条例第八条第二項の区規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第三条第四項の規定による変更 次に掲げる事項
 - イ 変更後の条例第八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項
 - ロ 条例第八条第一項第二号及び第五号に掲げる事項
 - ハ 当該変更をした日
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 二 法第三条第六項第五号の規定による廃止 次に掲げる事項
 - イ 条例第八条第一項第二号及び第五号に掲げる事項
 - ロ 当該廃止をした日
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(業務改善命令)

第五条 区長は、法第十五条の規定により業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、住宅宿泊事業者に対し、別記第一号様式による業務改善命令書を交付するものとする。

(業務停止命令等)

第六条 法第十六条第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずる場合における同条第三項の規定による通知は別記第二号様式による業務停止命令書により、同条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ずる場合における同条第三項の規定による通知は別記第三号様式による事業廃止命令書により

行うものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、住宅宿泊事業に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。